

入札説明書

1 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名
- (2) 入札方式等
- (3) 工事場所
- (4) 工 期
- (5) 予定価格
- (6) 工事の概要
- (7) 前払金の有無

【別記 1】

2 入札の方式

本工事は、入札時に価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する簡易Ⅱ型総合評価落札方式による工事である。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 山形市契約規則（昭和 39 年市規則第 18 号）第 25 条第 2 項の規定に基づき、競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程（昭和 57 年市告示第 35 号）第 4 条第 3 号の規定に基づき、舗装工事について A 等級に格付されていること。
- (4) 山形市内に本店を有していること。
- (5) 本件工事について、次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置することができるとともに、常駐の現場代理人を配置することができること。なお、この場合における現場代理人と主任技術者又は監理技術者は、兼務することができるものとする。
 - ア 1 級土木施工管理技士若しくは 2 級土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る。）又はこれらと同等以上の資格を有すること。
 - イ 監理技術者にあつては、舗装工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
 - ウ 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (6) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (7) 入札参加資格の確認日（入札参加資格確認申請書の受付期間の末日）から本件入札の執行日までの間に山形市工事請負業者指名停止要綱（平成 7 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続（同法に基づく更生計画の認可の決定後である場合を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手

続（同法に基づく再生計画の認可の決定後である場合を除く。）中のものでないこと。

- (9) 山形市建設工事請負契約約款第49条第11号の規定に該当しない者であること。
- (10) 山形市電子入札運用基準（平成22年4月1日施行。以下「運用基準」という。）第4条第1項の規定に基づき電子入札システム（山形市契約規則第17条第3号に規定する電子入札システムをいう。以下同じ。）による利用者登録を行っている者又は運用基準第6条の規定に基づき市長が認める紙入札業者であること。
- (11) 入札に参加しようとする者の間で、一方の会社等の代表者が他方の会社等の代表者を現に兼ねていないこと。ただし、入札執行の完了に至るまでに上記の事実が判明した場合において、これに該当する者のうち、一者を除く全ての者が入札を辞退したときは、残る一者については入札参加者の資格があるものとする。
- (12) その他【別記2】に示す資格に該当するものであること。

4 入札参加申請手続等

入札への参加を希望する者は、次に掲げる書類を【別記3】の日時、場所まで持参により提出するとともに、電子入札システムにより参加資格確認申請を行うこと。

(1) 提出書類

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- ② 技術資料（様式第2号）
- ③ 同種又は類似工事の施工実績調書（様式第7号）
- ④ 主任（監理）技術者の資格・工事経験書（様式第6号）
- ⑤ 上記の技術者の国家資格者証の写し（監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し）及び雇用関係が確認される書類（健康保険被保険者証等）の写し
- ⑥ 地域貢献状況調書（様式第8号）
- ⑦ 総合評定値通知書の写し（審査基準日が本申請の提出期限前1年7か月以内であり、かつ、直近のものに限る。）

(2) 入札参加資格確認の結果については、【別記3】に示す日に電子入札システム又は書面により通知する。

(3) 前号の確認結果は、入札の執行前には公表しない。

(4) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者がその理由について説明を求める場合は、その旨を記載した書面を、【別記3】に示す日までに、建設契約課に提出するものとする。

(5) 前号の規定により理由について説明を求められた場合は、【別記3】に示す日までに、説明を求めた者に対し書面により回答するものとする。

5 契約条項等

山形市契約規則及び建設工事請負契約約款については、山形市のホームページに掲載するほか、建設契約課（山形市役所9階）において閲覧することができる。

6 入札書の受付期間、開札日時及び場所

【別記4】に示すとおり

7 入札の延期、中止等

- (1) 天災、地変等により入札の執行が困難なときは、入札を延期し、中止し、又は取り止めることがある。
- (2) 入札参加者の連合その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を延期し、中止し、又は取り止めることがある。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する額を納付
注) 契約を締結する際には、次のいずれかの保証が必要となります。
 - ① 契約保証金の納付
 - ② 契約保証金に代わる担保の納付
 - ③ 金銭保証人
 - ④ 公共工事履行保証証券（履行ボンド）
 - ⑤ 履行保証保険

9 入札方法等

- (1) 入札は、電子入札システムにより入札金額、くじ入力番号（3桁の任意の数字）等必要な事項を入力し、工事費内訳書を添付して送信すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 本件工事の入札については、山形市低入札価格調査制度を適用する。
- (4) 初回の入札で落札者がいない場合は、3回を限度として再度入札を行うことがある。この場合、再度入札を行う旨の通知は、電子入札システムにより行うとともに、開札場所において口頭で行う。
- (5) 初回の入札において参加しなかった者、無効な入札をした者及び失格となった者は、再度入札に参加することはできない。
- (6) 再度入札時においては、工事費内訳書の提出を求めない。

10 紙入札の場合の手続

- (1) 本件入札で紙入札を行うことができる者は、紙入札について市長の承諾を得た者に限る。紙

入札の承諾手続は、運用基準により、「紙入札（見積り合わせ）参加承諾願」を入札公告 2 (1) の 2 日前日（休日を除く）の午後 5 時まで、まちづくり政策部建設契約課まで持参し提出すること。

(2) 紙入札に係る書類の提出方法

ア 紙入札参加者の競争参加資格確認申請書の提出方法

紙入札参加者は、4 (1) に示す提出書類をまちづくり政策部建設契約課に持参し、紙入札（見積り合わせ）参加承諾通知を提示のうえ提出すること。

イ 紙入札参加者の入札方法等

紙入札においては、次の書類をまちづくり政策部建設契約課に持参し、紙入札（見積り合わせ）参加承諾通知及び競争参加資格確認通知を提示し提出することとする。

(ア) 入札書（山形市電子入札運用基準別記様式第 3 号）は、「入札書用封筒」に封かんの上、封筒の表面に「入札書」の文字、工事名、住所及び商号又は名称を記載すること。

(イ) 工事費内訳書は、「工事費内訳書用封筒」に封かんのうえ、封筒の表面に「工事費内訳書在中」の文字、工事名、商号又は名称、担当者名、電話番号及び F A X 番号を記載すること。

11 前払金の支払

山形市契約規則第 1 0 条の規定に基づき行う。

12 設計図書等の閲覧

本件工事に係る設計図書等は、【別記 5】に示す期間に、電子データにより閲覧に供す。

なお、設計図書等電子データの閲覧に係るインターネットサイト U R L 及びパスワードについては、3 (2)、(3) 及び(4)の要件を満たす全てのものに対して、電子メールで送付する。

13 本件工事に係る設計図書等に対する質問等

(1) 総合評価落札方式に対する質問がある場合は、質問書を、【別記 6】に示す期間に、以下のいずれかの方法により提出するものとする。

- ① 持参による提出：山形市役所 9 階 まちづくり政策部建設契約課
- ② F A X による提出：F A X 番号 0 2 3 - 6 2 4 - 9 9 0 2
- ③ 電子メールによる提出：e-mail kensetsu@city.yamagata-yamagata.lg.jp

(2) 本件工事に係る設計図書等に対して質問がある場合は、質問書を、【別記 6】に示す期間に、(1)に示すいずれかの方法により提出するものとする。

(3) 前 2 号に掲げる質問に対する回答は、質問者に通知するとともに、【別記 6】に示すとおり閲覧に供する。

14 配置予定技術者

技術資料に記載された配置予定技術者は、原則として変更できないものとする。また本件工事の契約時において、配置予定の技術者を配置できないときは、真にやむを得ない事由により技術者の変更を認める場合を除き、契約を締結しないものとする。

15 工事成績評定の減点

入札の結果、落札者となった者は、技術資料の内容が履行できなかった場合は、工事成績評定の減点を行う。ただし、不測の事由等により、請負者の責に帰すことができない場合には、この限りでない。

技術資料提出に関する留意事項

市道楯山停車場立谷川線舗装改修工事（R 7）

1 総合評価に係る技術資料の提出について

企業及び配置予定技術者の技術的能力に関する技術資料を作成し、入札参加資格の確認資料と合わせて提出すること。

2 技術資料の内容

提出する技術資料の内容及び提出書類は次表のとおりとする。

記載事項		内容に関する留意事項
企業の施工能力	①過去 15 年間の同種又は類似工事の施工実績の有無	・施工実績は、平成22年4月1日以降に契約し、令和7年3月31日までに工事が完成し、引渡しが完了した工事の中から代表的なものを1件記載する。 ・施工実績は、山形市、その他発注機関の順序で選択する。 ・同種工事とは、路面切削工を含む面積 1,925 m²以上の道路アスファルト舗装工事とする。 ・類似工事とは、路面切削工を含む面積 1,375 m²以上の道路アスファルト舗装工事とする。 ・記載様式は、様式第7号とする。
	②過去 5 年間における本市の発注工事に係る工事成績評定の平均点	・工事成績は、令和2年1月1日から令和6年12月31日までに完成検査が完了した全ての工種の山形市、山形市上下水道部及び山形市立病院済生館発注工事の工事成績評定点を記載する。 ・共同企業体としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限定する。 ・記載様式は、様式第7号とする。（工事成績評定通知書の写しは省略可） ・平均点に小数点以下第2位未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた値とする。
配置予定技術者の能力	③過去 15 年間の主任（監理）技術者又は現場代理人の施工経験の有無	・主任（監理）技術者は、予定者の氏名等を記載する。なお、技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低いもので評価する。また、実際の施工に当たって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、山形県県土整備部土木工事共通特記仕様書第1節1－1－2の2の1)及び4)の場合に限る。 ・施工経験は、平成22年4月1日以降に契約し、令和7年3月31日までに工事が完成し、引渡しが完了した工事の中から代表的なものを1件記載する。 ・施工経験は、山形市、その他発注機関の順序で選択する。 ・同種工事とは、路面切削工を含む面積 1,925 m²以上の道路アスファルト舗装工事とする。 ・類似工事とは、路面切削工を含む面積 1,375 m²以上の道路アスファルト舗装工事とする。 ・記載様式は、様式第6号とする。
	④過去 5 年間において主任（監理）技術者又は現場代理人としてかかわった本市の発注工事に係る工事成績評定の平均点	・主任（監理）技術者は、予定者の氏名等を記載する。なお、技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低いもので評価する。また、実際の施工に当たって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、山形県県土整備部土木工事共通特記仕様書第1節1－1－2の2の1)及び4)の場合に限る。 ・工事成績は、令和2年1月1日から令和6年12月31日までに完成検査が完了した工事のうち、配置予定技術者が完成かつ引渡し時点において、主任（監理）技術者又は現場代理人として係わった全ての工種の山形市、山形市上下水道部及び山形市立病院済生館発注工事の工事成績評定点を記載する。 ・共同企業体としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限定する。 ・記載様式は、様式第6号とする。（工事成績評定通知書の写しは省略可。ただし、所属会社に変更があった場合は省略不可） ・平均点に小数点以下第2位未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた値とする。
	⑤過去 4 年間の山形市建設工事優秀技術者表彰制度における受賞歴の有無	・主任（監理）技術者は、予定者の氏名等を記載する。なお、技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低いもので評価する。また、実際の施工に当たって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、山形県県土整備部土木工事共通特記仕様書第1節1－1－2の2の1)及び4)の場合に限る。 ・受賞歴は、令和3年度から令和6年度の山形市建設工事優秀技術者表彰における、舗装部門（発注時の工種が舗装工事であったものに限る。）を記載すること。 ・記載様式は、様式第6号とする。

地域貢献	下記に留意のうえ「様式第8号 地域貢献状況調書」に記載すること。 なお、該当がない場合であっても、様式中に「該当なし」と記載し提出すること。 ①「災害応援協定」とは、山形市と建設会社が構成する団体等とが締結している災害協定等をいう。（協定締結団体等に参加している旨の証明を要す。） ②「更生保護の協力雇用主」とは、法務省・厚生労働省の連携による刑務所出所者等総合的就労支援対策により、山形保護観察所に更生保護の協力雇用主として登録されている事業所をいう。（山形保護観察所の証明を要す。） ③「消防団協力事業所」とは、消防団協力事業所表示制度により、山形市より表示証の交付を受けている事業所をいう。ただし、公告日時点でその認定が有効であること。 ④ 山形市の市道等除雪業務委託の契約実績の有無における「当該年度又は前年度」とは、「当該工事の発注年度又は当該工事の発注年度の直前1ヶ年度」をいい、この期間内での、山形市の市道等除雪業務委託の契約実績の有無を評価対象とする。なお、企業が合併した場合は、合併前のそれぞれの企業の山形市の市道等除雪業務委託の契約実績についても評価対象とする。
------	---